

衆議院国土交通委員会ニュース

平成 28.5.11 第 190 回国会第 13 号

5 月 11 日（水）、第 13 回の委員会が開かれました。

1 海上交通安全法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 37 号）（参議院送付）

- ・石井国土交通大臣、黄川田外務大臣政務官、佐藤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成—自民、民進、公明、共産、おおさか、野間健君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

宮澤博行君（自民）

- ・東京湾は、今後、指定海域に指定され、一元的な海上交通管制が構築されることとなるが、現在の東京湾の混雑状況と一元的な海上交通管制により期待される効果について、伺いたい。
- ・本法律案により、東京湾においては、一元的な海上交通管制が構築され、国際的に魅力あるものになると思われるが、それをどのようにアピールしていくのか大臣の見解を伺いたい。

岡本三成君（公明）

- ・東日本大震災において、実際に、東京湾内の各船舶に対して、どのように情報伝達や避難誘導が行われたのか。また、その際の反省点はどのようなものであり、その結果が今回の改正にどのように反映されたのか。
- ・新海上交通センターが被災した場合、そのバックアップ体制はどうなっているのか。また、被災した場合に備えて、実地訓練を行うことが重要だと思われるが、今後検討されるのか。

神山洋介君（民進）

- ・東日本大震災時には、東京湾に 400 隻程度の船舶が集中したというが、どの程度危険な状態であったのか。また、港長の退去命令など、どのような命令が発令され、海上保安庁はどのような対応を行ったか。
- ・今回の改正で指定海域又は指定港内において、非常災害時に現場付近の船舶に対し、航路標識の設置の業務に従事することを命ずることができることとなるが、現在、指定海域に想定されているのは東京湾のみである。指定海域以外の海域への適用についてはどのように考えているのか。

津村啓介君（民進）

- ・瀬戸内海で行われているこませ網漁業の夜間操業は、隻数ベースでどのくらいか。また、夜間操業を認められている漁船のうち A I S（船舶自動識別装置）を搭載している隻数はどのくらいか。
- ・海上交通安全法の制定時と現在では、漁の実態も変わり、安全確保のためのインフラも整ってきた。外航クルーズ船誘致のボトルネックともなっている航行制限について、水産庁と協議する考えはないか。
- ・効率的な海上輸送の実現等の観点から、瀬戸内海の巨大船の夜間航行制限について、船舶の長さや時間の見直しによる緩和が必要だと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

水戸将史君（民進）

- ・平成 21 年の海上交通安全法及び港則法の改正の前提となった第 2 次交通ビジョンは、第 3 次交通ビジョン（平成 25 年 10 月）の策定に当たり、どのように総括され、その内容はどのように反映されたのか。また、第 3 次交通ビジョンの内容は本法律案にどのように反映されているのか。
- ・海上交通管制について、一元的な管制システムを導入することにより、船舶事故の未然防止の可能性は高まるのか。
- ・船舶の航行の安全確保のため、航路標識の適切な維持管理が重要であると考えますが、どのようにして確認を行っているのか。

本村伸子君（共産）

- ・伊勢湾は海上交通安全法の適用があるが、今回の改正による指定海域には指定されないと聞かすが、必要はないということか。南海トラフ巨大地震が発生した場合、伊勢湾でも大きな交通トラブルが起こるのではないかと。

- ・南海トラフ巨大地震による被害が甚大と想定される南伊勢町について、最大 20m 以上の津波が想定されているが、一次避難所はあるものの屋根がない、二次避難所が不足し高台移転計画もないと聞く。巨大地震がいつ起きてもおかしくない中切迫感がないと感じるが、大臣にこの現状への所感を伺いたい。
- ・名古屋市が津波避難ビルの指定にあたり固定資産税の特例措置を実施したいが、愛知県が津波災害警戒区域を設定していないため受けられないと聞く。この制度を使いやすくするように検討を行うべきと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

井 上 英 孝君（おおさか）

- ・本法律案は、平成 23 年の東日本大震災の教訓を踏まえたものとなっているが、大震災から 5 年以上経過した今になって提出されるのはいささか遅いと思われる。なぜ提出がこのタイミングとなったのか。
- ・平時における安全性の向上及び国際競争力強化として、事前通報を海上交通センターに一元化することとされており、平均約 25 分の航行時間短縮効果があるとされている。この事前通報の一元化によりどの程度の経済効果があるのか。
- ・本法律案による措置は、東京湾が対象となっている。南海トラフ地震への対応を考えると同様の措置を国際戦略拠点港湾である大阪湾にも導入すべきと思うが、大臣の見解を伺いたい。